

〔三一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年七月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ志戸部店

所在地 津山市林田一六〇番地八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

㊦ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）

届出書添付図面三一一に記載のとおり

百四十八・四平方メートル（荷さばき施設一 九十八・九平方メートル、荷さばき施設二 二十四・五平方メートル、荷さばき施設三 十二・五平方メートル、荷さばき施設四 十二・五平方メートル）

（変更後）

届出書添付図面三一二に記載のとおり

百二十三・四平方メートル（荷さばき施設一 九十八・九平方メートル、荷さばき施設二 二十四・五平方メートル）

㊧ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）四箇所

（変更後）五箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設三 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設四 午前七時から午後八時まで

（変更後）荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後九時まで

4 変更年月日

平成二十九年十二月十九日

二 届出年月日

令和八年七月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年七月二十四日から同年十一月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商業・交通政策課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ